

NEW!



R8年度から交付申請の提出書類が  
少なくなりました!

# 令和8年度 燕市まちなか居住支援事業

~にぎわいのあるまちづくり!!  
子育て世代の定住を応援します!~



燕

市



# 目次

|                 |    |
|-----------------|----|
| 燕市まちなか居住支援事業の概要 | 1  |
| 事業の流れ           | 2  |
| 認定申請～提出書類～      | 3  |
| 交付申請～提出書類～      | 4  |
| 補助対象者の条件        | 5  |
| 住宅の条件           | 5  |
| 補助金の算出方法        | 6  |
| 補助金の返還          | 7  |
| その他             | 7  |
| 居住誘導区域全体図（図割）   | 8  |
| 居住誘導区域詳細図（燕地区）  | 9  |
| 居住誘導区域詳細図（吉田地区） | 12 |
| 居住誘導区域詳細図（分水地区） | 14 |

# 燕市まちなか居住支援事業の概要

## ～まちなか活性化に向けた定住者を応援します！～

まちを元気にするには、人口密度を維持していくことが要因の一つとなります。また、子どもたちの声が響き渡るまちは、明るく活気にあふれ住み心地の良いまちと言えます。

燕市では、定住人口の増加や地域経済の活性化を推進するため、「**燕市立地適正化計画**」で設定している「**居住誘導区域**」等（P.8～14参照）に、家族で住む、住宅を新たに取得する働き盛り世代（子育て世代）などの方を対象に、住宅取得費の一部を補助金として交付します。補助金額は次のとおりです。

**基本額**

**借入額の1%**  
**<最大10万円※>**



**加算額**

**下記4つの加算項目の合計額**  
**<上限25万円※>**

|  |   |
|--|---|
| <p><b>土地購入</b><br/><b>&lt;最大5万円&gt;</b><br/>(土地を購入して新築する場合)<br/>または<br/><b>中古物件を購入</b><br/><b>&lt;最大10万円&gt;</b></p> | <p><b>子供がいる方</b><br/>(18歳未満であること)<br/><b>&lt;最大10万円&gt;</b></p>   |
| <p><b>子供が3人以上いる方</b><br/>(18歳未満であること)<br/>または<br/><b>婚姻届出日から3年以内</b><br/><b>&lt;最大15万円&gt;</b></p>                   | <p>市内の <b>建築事業者</b><br/>または <b>と契約や</b><br/><b>不動産業者</b><br/><b>空き家バンクでの購入</b><br/><b>&lt;最大5万円&gt;</b></p> |

※住宅ローンの借入額が1千万円以上の場合

算出方法はP.6参照



# 事業の流れ



**新築** → 住宅の**基礎工事着工前**  
**購入** → **購入契約前** に提出が必要です！

※本事業は①認定申請(建築着工・契約前)と④交付申請(住宅完成・購入後)の2回申請が必要です。

1

## 認定申請 P. 3参照

『燕市まちなか居住支援事業計画認定申請書(様式第1号)』と一緒に下記書類を提出してください。

### 全員共通

- 1 付近見取図(位置図)
- 2 配置図(外構図)
- 3 各階平面図
- 4 世帯全員分の住民票(コピー可※)
- 5 土地の売買契約書の写し  
(未契約の方は④交付申請時に提出)

### 妊娠中の方

- 母子健康手帳の写し

※発行日から3か月以内のものをご提出ください。

◆受付後、審査を行います。(1週間から2週間程度を目安)

◆申請が集中する4月には、審査にお時間をいただくことがございますので、予めご了承ください。



認定されてから、次へ進んでください。

※認定前の着工・契約は、補助対象外となりますのでご相談ください！

2

**新築** → 住宅建築の着工

**購入** → 売買契約の締結

事前に建築業者さんに相談をし、余裕をもったスケジュールで準備をお願いします。

3

住宅の完成・購入後の  
所有権の登記・住民票の異動(引越)

交付申請は3月12日まで  
にご提出ください。

4

## 交付申請 P. 4参照

『燕市まちなか居住支援事業補助金交付申請書(様式第7号)』と一緒に下記書類を提出してください。

### 全員共通

- 1 世帯全員分の住民票(コピー可※)
- 2 建物・土地の登記事項証明書(コピー可※)  
(抵当権設定後の全部事項証明書)
- 3 建築工事又は購入に係る契約書の写し
- 4 完成写真
- 5 土地の売買契約書の写し  
(①認定申請で提出した方は不要)

### 新婚世帯の方

- 戸籍全部事項証明書(コピー可※)

### 市内業者利用の方

- 個人：個人事業主の住民票(コピー可※)
- 法人：商業登記履歴事項全部証明書(コピー可※)
- 建築業者：建設業の許可について(通知)の写し
- 宅建業者：宅地建物取引業者免許証の写し

※発行日から3か月以内のものをご提出ください。

◆受付後、審査を行います。(1週間程度を目安)

5

## 補助金の請求

『燕市まちなか居住支援事業補助金請求書(様式第10号)』と一緒に下記書類を提出してください。

### 全員共通

- 振込先口座の通帳の写し

◆電子通帳の場合は、口座情報のわかる画面を印刷してご提出ください。  
(金融機関・支店・口座番号・口座名義人が表示されているもの)

## ★全員共通

| 必要書類                     | 注意事項   |
|--------------------------|--|
| 付近見取図（位置図）               | 詳しくは建築業者又は不動産業者へお尋ねください。   |
| 配置図（外構図）                 |  |
| 各階平面図                    |  |
| 世帯全員分の住民票（ <u>コピー可</u> ） | 現在、別で住んでいる場合、同居予定の方全員分提出してください。<br>世帯主名・続柄の記載があるもの<br>★発行日から3か月以内のもの |
| 土地の売買契約書の写し              | 未契約の方は交付申請時に提出   |

**加算を受ける方** は下記書類もご用意ください！

### 01 妊娠中の方

| 必要書類      | 注意事項                       |
|-----------|----------------------------|
| 母子健康手帳の写し | 「表紙」 および「妊娠何週目などの記載があるページ」 |

## ★全員共通

| 必要書類   | 注意事項   |
|--|--|
| 世帯全員分の住民票（引越後）<br>（コピー可）                         | 世帯主名・続柄の記載があるもの<br>★発行日から3か月以内のもの                          |
| 建物・土地の登記事項証明書（コピー可）<br>（ <u>抵当権設定後の全部事項証明書</u> ） | 建物と土地の登記のスケジュールなどは<br>建築業者や司法書士へお尋ねください。<br>★発行日から3か月以内のもの |
| 建築工事又は購入に係る契約書の写し                                | 詳しくは建築業者へご相談ください。  |
| 完成写真   | 竣工時の全体外観（正面・全景）  |
| 土地の売買契約書の写し                                      | 詳しくは不動産業者へご相談ください。   |

**加算を受ける方** は下記書類もご用意ください！

## 01 新婚世帯の方

- ☑ 婚姻届を提出した日から3年以内に交付申請を行う方

| 必要書類            | 注意事項           |
|-----------------|----------------|
| 戸籍全部事項証明書（コピー可） | ★発行日から3か月以内のもの |

## 02 市内業者利用の方

- ☑ 市内建築業者を元請とした方  
☑ 市内不動産業者が取り扱う物件を購入する方

| 必要書類（◆どちらか該当するもの） |      | 注意事項   |
|-------------------|------|--|
| ◆                 | 個人   | 個人事業主の住民票（コピー可）                                    |
|                   | 法人   | 商業登記履歴事項全部証明書（コピー可）                                |
| ◆                 | 建築業者 | 建設業の許可について(通知)の写し                                  |
|                   | 宅建業者 | 宅地建物取引業者免許証の写し                                     |
|                   |      | ★発行日から3か月以内のもの<br><br>詳しくは建築業者又は<br>不動産業者へご相談ください。 |

## 補助対象者の条件

以下の全てを満たした方が補助対象者です。

- (1) 令和8年4月1日より前に燕市の住民基本台帳に記録された方で、  
生活の拠点が燕市である方  
(提出書類の住民票で確認させていただきます)  
※ただし、認定申請日において、以下の①②のいずれかに該当する場合は「移住家族支援事業」の対象者となります。  
①過去3年以内に燕市に転入し、賃貸住宅に居住している方  
②過去5年以内に新潟県移住・就業等支援補助制度を受け燕市に転入した方
- (2) 事業計画認定申請時の年齢が満50歳未満の方
- (3) 燕市内に家族で住むための住宅を新築または購入するため、金融機関等※との借入契約を締結している方
- (4) 過去に本事業等の補助金の交付を受けたことがない方
- (5) 住宅の取得が公共補償等の対象でない方
- (6) 市税等を滞納していない方
- (7) 新築の場合は、**基礎工事の着工前**（購入の場合は、**購入契約前**）に事業計画認定申請書を提出し、**令和9年3月12日まで**に補助金交付申請書を提出できる方

※ 金融機関等：住宅ローンを取り扱う事業所

## 住宅の条件

### 【補助対象住宅】

一戸建て住宅または共同住宅の住戸のうち、次の要件を全て満たすもの

- ◆建築または購入場所が「**燕市立地適正化計画**」で設定している「**居住誘導区域**」内または「**居住誘導区域に準ずるものとして市長が別に定める区域**」内であること（P.8～14に地図があります。）  
(建築または購入予定箇所を原則、窓口で確認させていただきます)
- ◆昭和56年6月1日以降に建築工事に着手したものまたは耐震診断及び耐震改修の結果、建築基準法と同等の耐震性能を満たすもの
- ◆居住の用に供する床面積が75㎡以上のもの
- ◆台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室及び居室を備えているもの
- ◆建築基準法、都市計画法その他の法令の規定に違反しないもの
- ◆店舗併用住宅にあっては、当該店舗が風営法第2条第1項及び第5項から第11項に該当しないもの

## 補助金の算出方法

|                       |     |  |                      |   |
|-----------------------|-----|--|----------------------|---|
| 住宅取得に係る金融機関等からの借入額(a) |     |  | 円                    |   |
| 補助金額                  | 基本額 | 借入額(a)×1% (1,000円未満端数切り捨て)<br>※限度額10万円                       | 円                    |   |
|                       | 加算額 | 加算の限度額25万円 (1,000円未満端数切り捨て)<br>※①と②、④と⑤、⑥と⑦はどちらか加算とする        |                      |   |
|                       |     | ①土地を購入し建築※1  | (a)×0.5%<br>※限度額5万円  | 円 |
|                       |     | ②中古物件を購入※2   | (a)×1%<br>※限度額10万円   | 円 |
|                       |     | ③子育て世帯該当者※3  | (a)×1%<br>※限度額10万円   | 円 |
|                       |     | ④多子世帯該当者※4<br>⑤新婚世帯該当者※5<br>のいずれかに該当                         | (a)×1.5%<br>※限度額15万円 | 円 |
|                       |     | ⑥市内建築業者元請<br>⑦市内不動産業者または燕市空き家・<br>空き地活用バンクを利用し購入<br>のいずれかに該当 | (a)×0.5%<br>※限度額5万円  | 円 |
| 合 計                   |     |  | 円                    |   |

※1 土地を購入の上、新築する方（建売や中古物件の購入の場合は対象となりません）

※2 【中古物件】次のいずれかの要件を満たすもの

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ①一度でも入居された建物  | ②所有権移転登記された建物 |
| ③築後一年以上経過した建物 |               |

※3 認定申請時に、18歳未満の子どもと同居し、新築または購入後も同居する方

◎妊娠中の方は、母子健康手帳の写しをご提出ください。

※4 認定申請時に、18歳未満の子ども3人以上と同居し、新築または購入後も同居する方

※5 新築または購入後の交付申請時に、婚姻届を提出した日から3年以内である方

## 補助金の返還

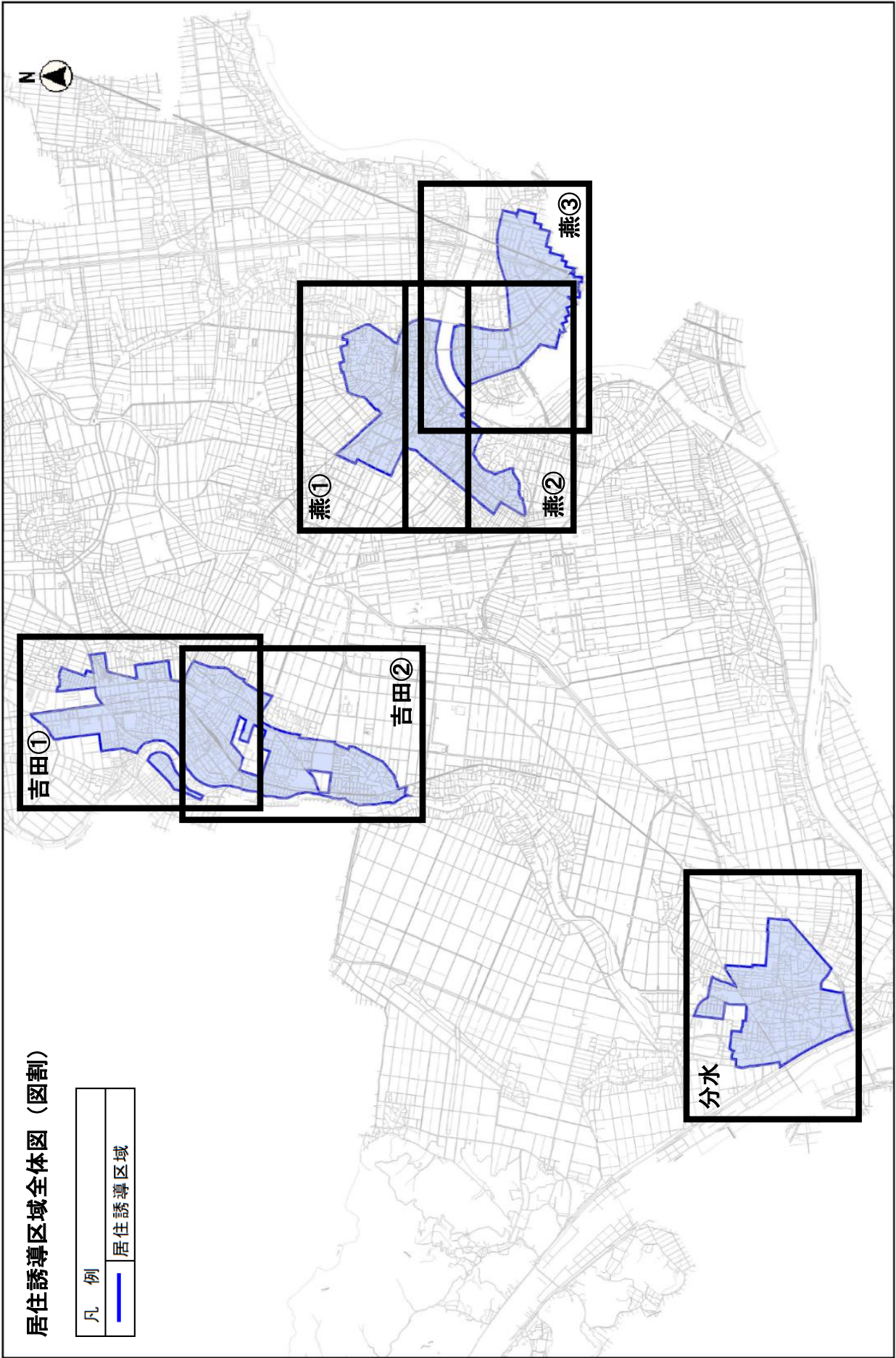
補助金を交付された方で、以下に掲げる要件のいずれかに該当した場合、認定を取り消し、交付した補助金の全部若しくは一部を返還いただくことがあります。

- (1) 「燕市まちなか居住支援事業補助金交付要綱」に違反したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき
- (3) 市税等を滞納したとき
- (4) その他市長が特に適当でないと認めたとき

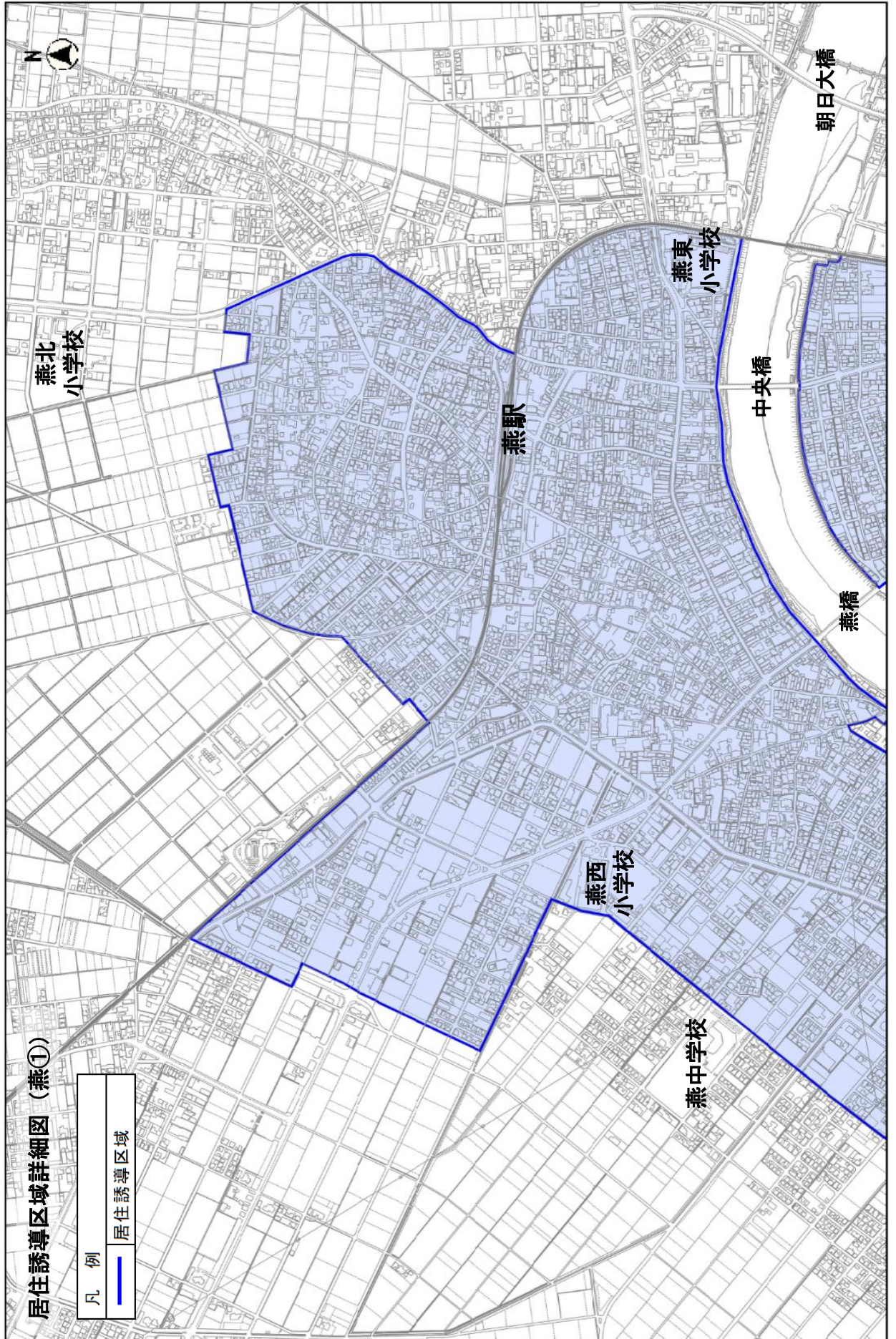
## その他

- ◆事業計画の認定申請及び補助金の交付申請は、審査の都合上、**郵送は受け付けません**。都市計画課都市計画係（市役所2階16番窓口）までご提出をお願いします。
- ◆事業計画認定申請時に算出される補助金額が予算額に達した時点で申請受付は終了となります。なお、キャンセル待ちの対応も行う予定です。詳細は担当職員にご確認ください。
- ◆申請した内容に変更があった、または計画を中止した場合は速やかにご連絡ください。

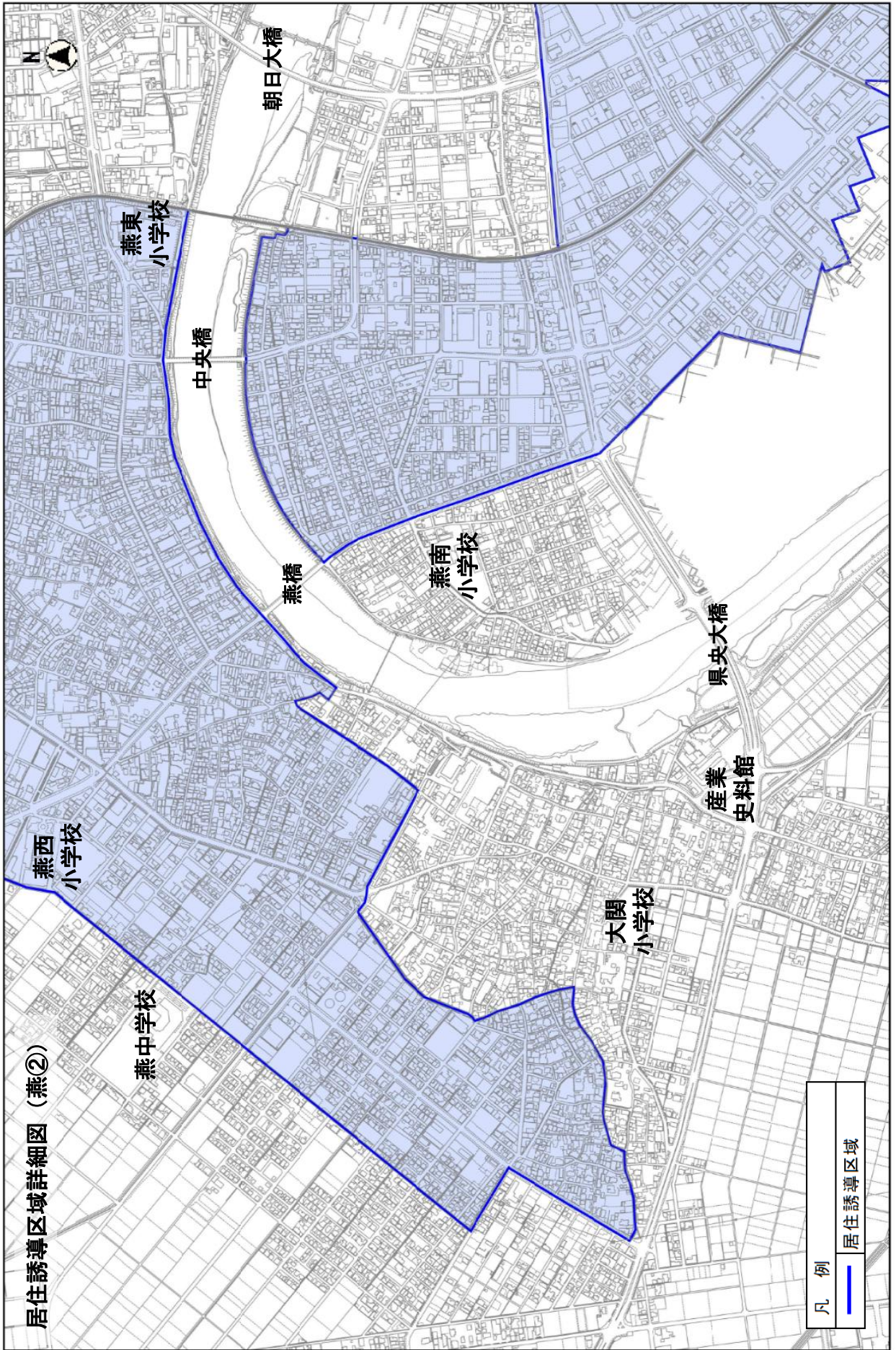
# 居住誘導区域全体図（図割）



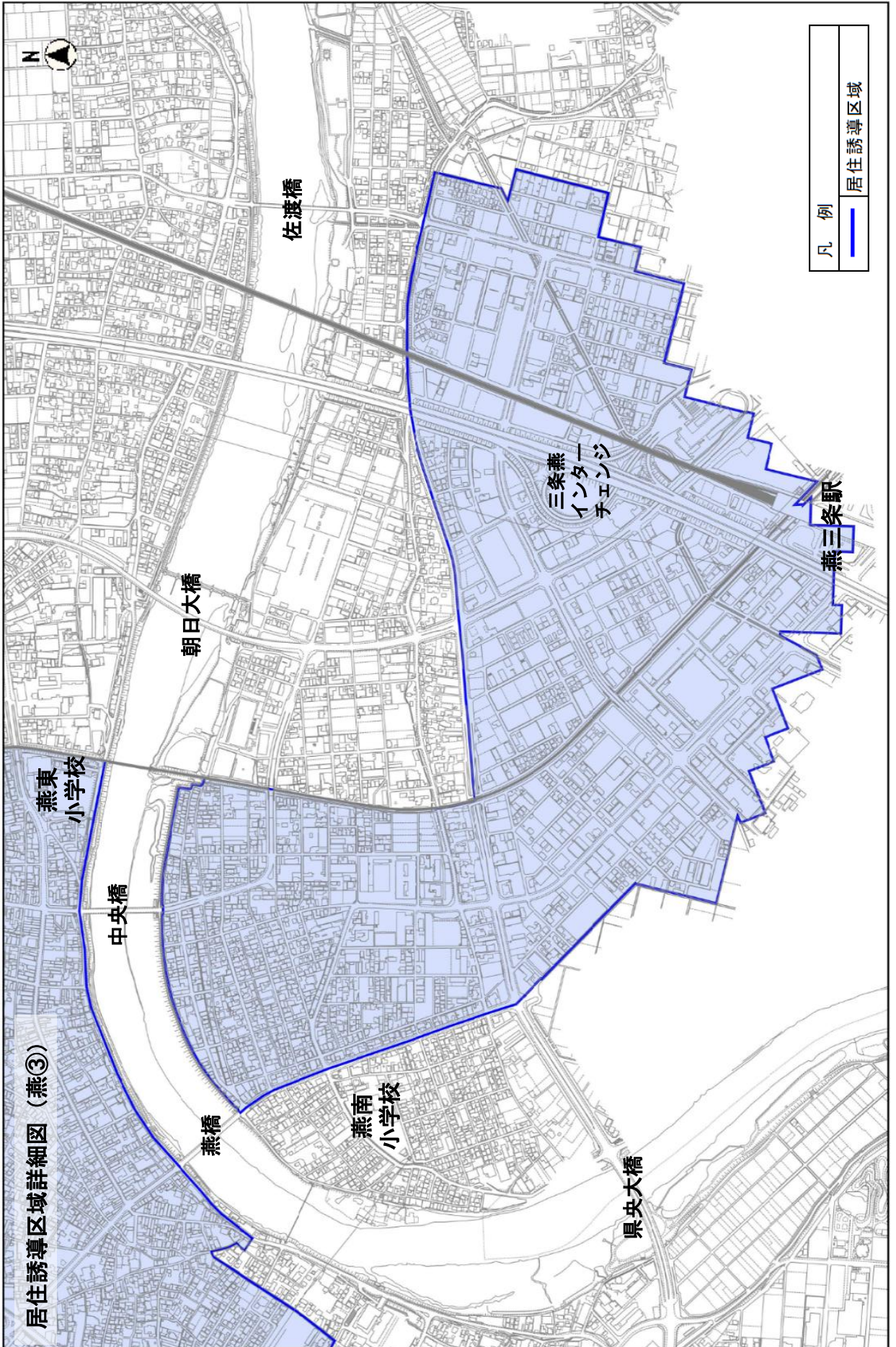
# 居住誘導区域詳細図（燕①）



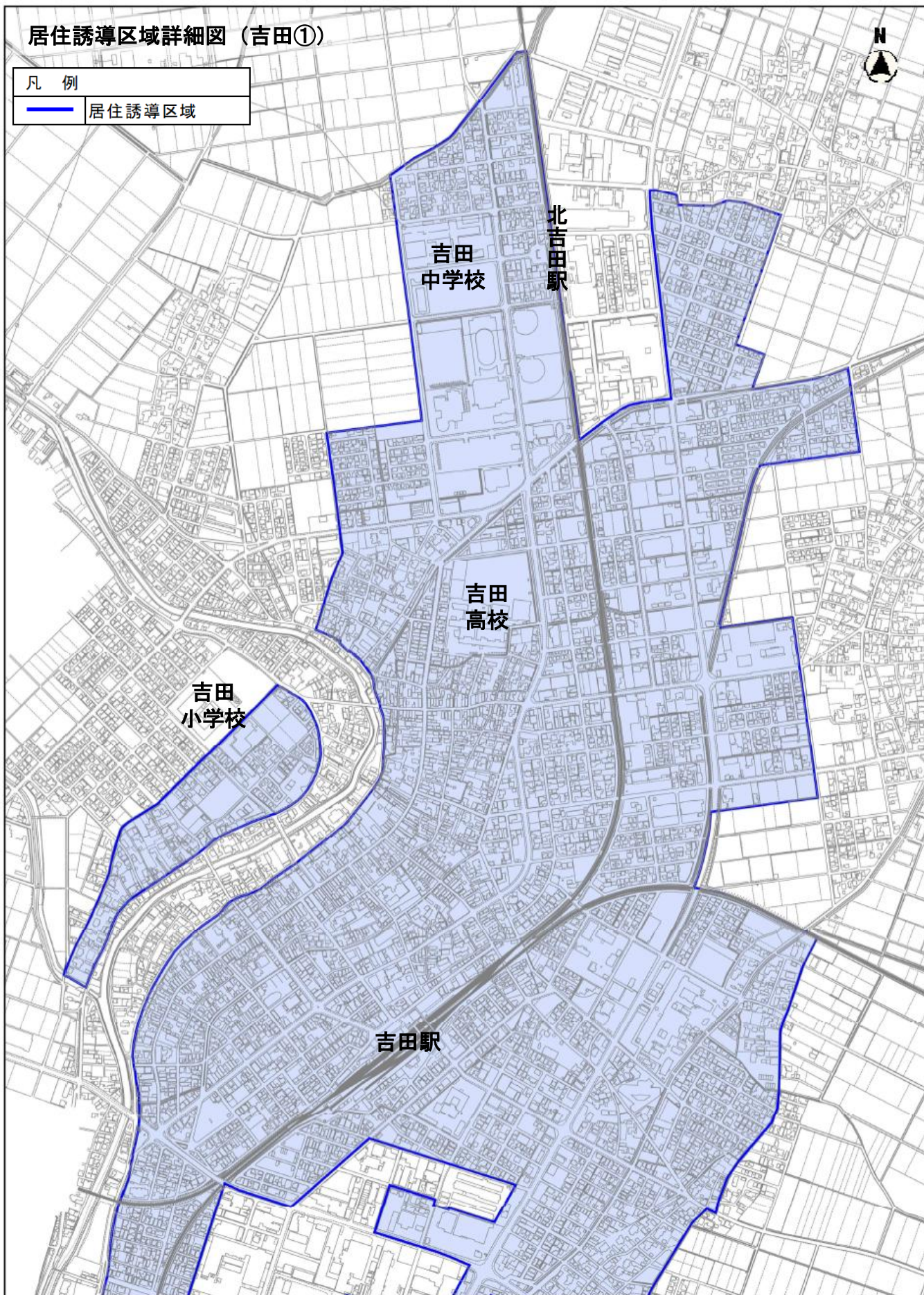
# 居住誘導区域詳細図 (燕②)



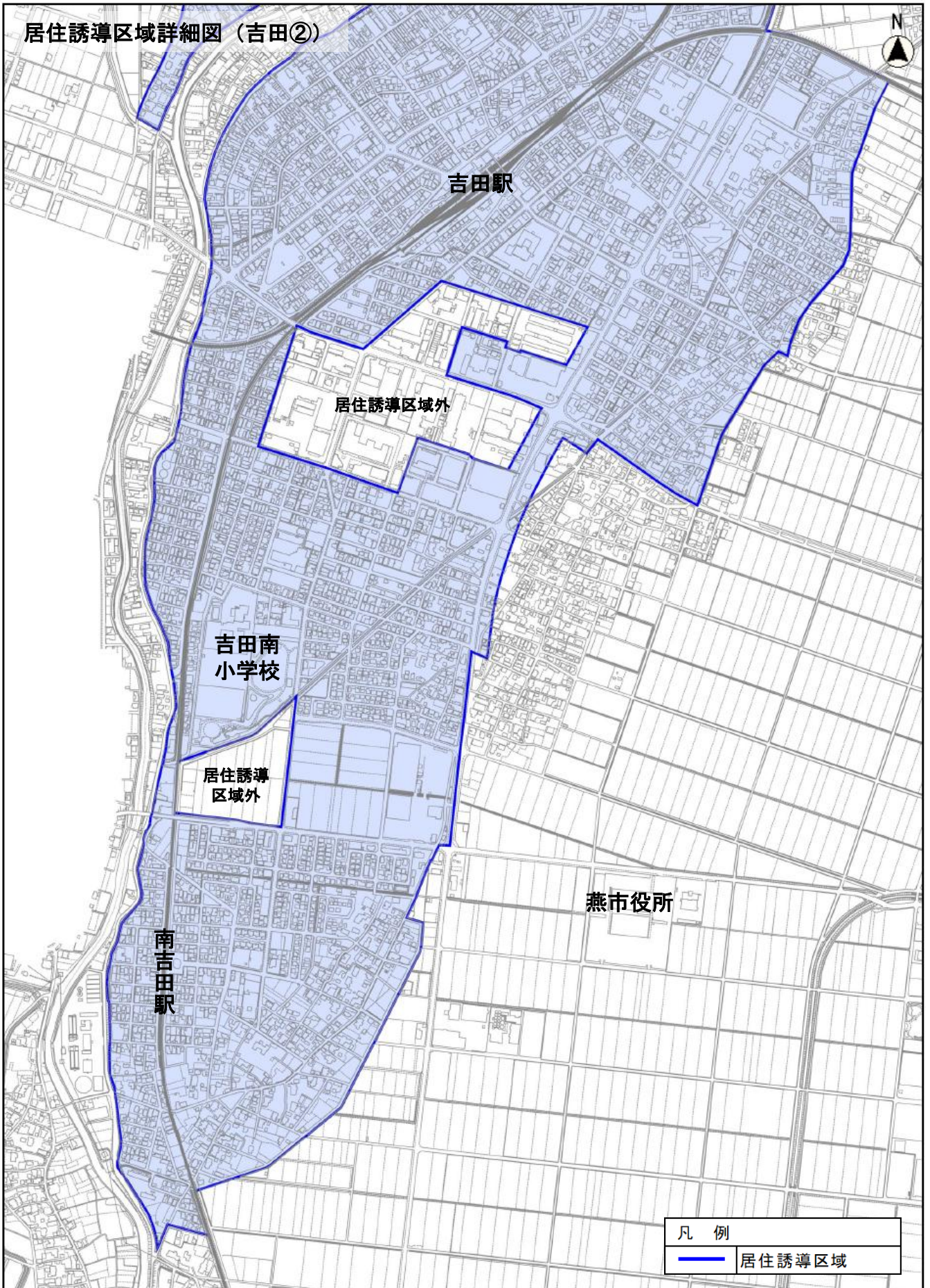
# 居住誘導区域詳細図 (燕③)



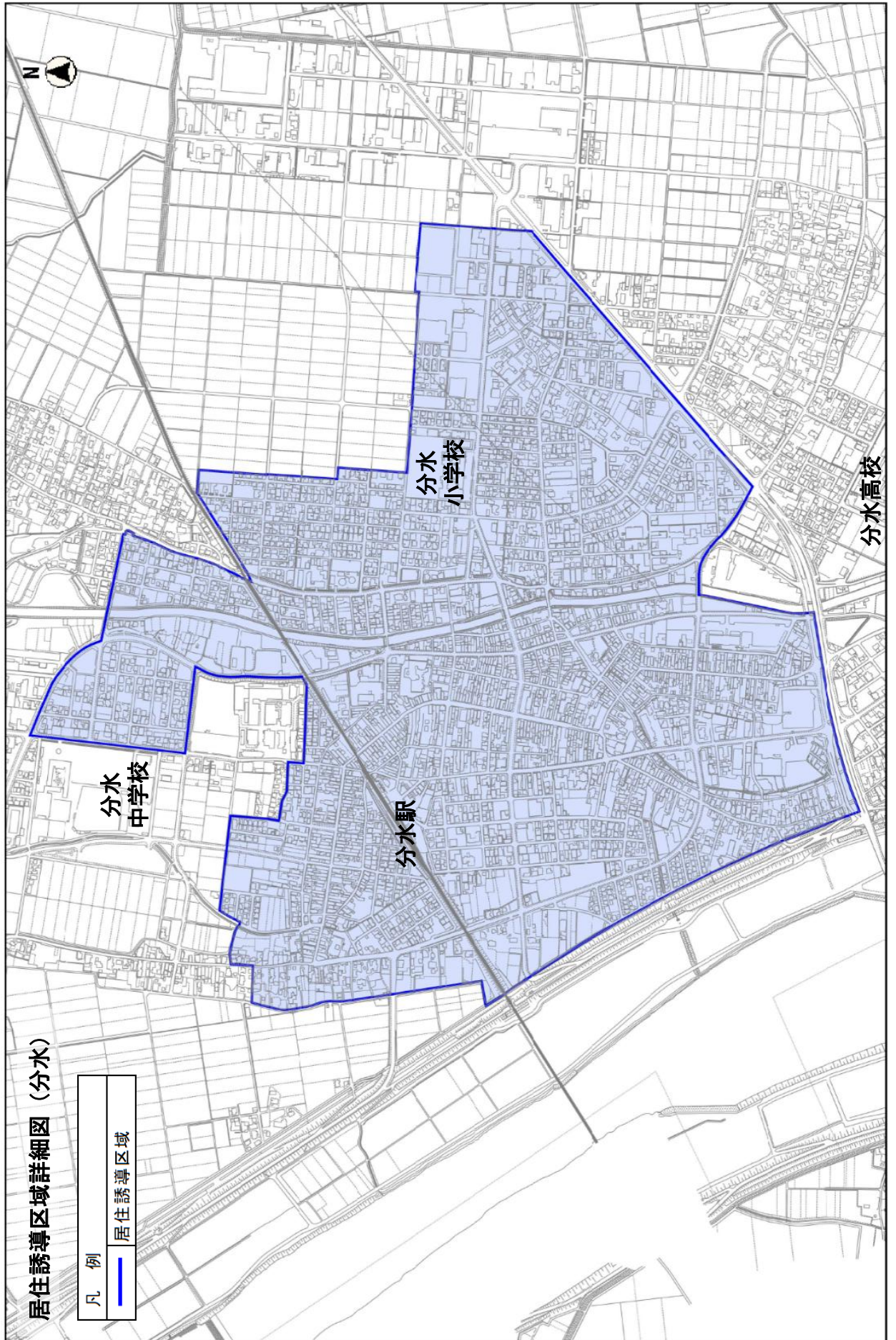
# 居住誘導区域詳細図（吉田①）



# 居住誘導区域詳細図（吉田②）



# 居住誘導区域詳細図（分水地区）





ようこそ、燕市へ

## お問い合わせ先

〒959-0295

新潟県燕市吉田西太田1934番地

燕市役所 都市整備部 都市計画課 都市計画係

TEL : 0256-77-8263 FAX : 0256-92-2118

URL : <https://www.city.tsubame.niigata.jp>

E-mail : [toshikei@city.tsubame.lg.jp](mailto:toshikei@city.tsubame.lg.jp)

アクセスはこちらから！

燕市まちなか居住支援事業 HP



※申請書類等はこちらからダウンロードできます。